

令和3年度

第1回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

(書面表決運営協議会)

湧別町役場健康こども課医療グループ

## 湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和2年3月1日～令和5年2月28日（3年）】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	北 村 茂	上湧別屯田市街地
	久 保 美恵子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中 湧 別 中 町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	佐々木 正 知	中 湧 別 中 町
公益を代表する委員	後 藤 哲 司	中 湧 別 南 町
	佐 藤 あけみ	登 栄 床
	長谷川 美香	上湧別屯田市街地

# 会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 町長挨拶

4. 議 案

(1) 報告第1号 令和2年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

(2) 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第2号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(4) そ の 他

報告第1号

令和2年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

令和2年度湧別町国民健康保険特別会計決算は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和3年6月11日提出

湧別町長 石田 昭 廣

令和2年度 湧別町国民健康保険特別会計決算額一覧表

【歳入】

科 目				令和2年度		前年度 決算額	前年度決算額 との比較
				予算額	決算額		
1	国 民 健 康 保 険 税	一般被保険者	医療分 現年分	322,604,000	324,504,495	318,872,948	5,631,547
			後期分 "	86,681,000	87,095,656	85,645,739	1,449,917
			介護分 "	38,807,000	39,001,821	37,272,663	1,729,158
			医療分 滞繰分	4,447,000	4,836,380	4,117,120	719,260
			後期分 "	990,000	1,125,524	843,504	282,020
			介護分 "	475,000	566,239	533,634	32,605
			小計	454,004,000	457,130,115	447,285,608	9,844,507
		退職被保険者	医療分 現年分	0	0	37,418	△ 37,418
			後期分 "	0	0	5,332	△ 5,332
			介護分 "	0	0	4,500	△ 4,500
			医療分 滞繰分	89,000	25,204	163,122	△ 137,918
			後期分 "	17,000	854	39,354	△ 38,500
			介護分 "	16,000	2,364	40,227	△ 37,863
		計			454,126,000	457,158,537	447,575,561
2	使用料及び手数料			46,000	53,860	75,000	△ 21,140
3	道 支 出 金	保険給付費 等交付金	普通交付金	769,149,000	709,464,076	845,150,446	△ 135,686,370
			特別交付金(保険者努力支援分)	6,122,000	9,121,000	2,918,000	6,203,000
			特別交付金(特別調整交付金:市町村向け)	23,118,000	20,539,000	5,144,000	15,395,000
			特別交付金(北海道繰入金2号分)	25,303,000	26,060,000	24,068,000	1,992,000
			特別交付金(特定健康診査等負担金)	2,640,000	2,738,000	2,914,000	△ 176,000
			計	826,332,000	767,922,076	880,194,446	△ 112,272,370
4	財産収入			34,000	33,126	44,472	△ 11,346
5	繰 入 金	一般会計繰入金		14,747,000	13,533,215	14,575,632	△ 1,042,417
		保険基盤安定繰入金		62,872,000	62,871,675	65,160,384	△ 2,288,709
		国保財政調整基金繰入金		7,152,000	7,000,000	0	7,000,000
		計		84,771,000	83,404,890	79,736,016	3,668,874
6	繰越金			8,165,000	8,165,127	6,366,762	1,798,365
7	諸 収 入	延滞金・加算金		1,000	196,500	20,900	175,600
		雑入	第三者納付金	1,000	26,362	0	26,362
			返納金	121,000	306,008	354,417	△ 48,409
			特定健康診査料	846,000	802,850	1,191,650	△ 388,800
			雑入	1,000	0	0	0
計	970,000	1,331,720	1,566,967	△ 235,247			
8	国庫支出金			5,197,000	4,777,000	737,000	-
合 計				1,379,641,000	1,322,846,336	1,416,296,224	△ 97,489,888
【歳入合計(単年度収支)】					1,307,681,209	1,409,929,462	
【歳入歳出差引額(繰越額)】				0	6,375,962	8,165,127	
【歳入歳出差引額(単年度収支)】					△ 5,383,114	12,637,237	

(単位:円)

費目解説	備考
R2当初賦課時1,543世帯、R3.3.31現在被保険者数 1,468世帯 2,999人	徴収率98.78%
後期高齢者医療保険の財源として全世代に課税	徴収率98.88%
介護保険の財源として40~65才に課税 R2当初賦課時765世帯、R3.3.31現在被保険者数711世帯 995人	徴収率98.94%
	徴収率24.93%
	徴収率21.89%
	徴収率23.20%
R1末で退職者医療制度経過措置終了	
	徴収率4.84%
	徴収率1.12%
	徴収率2.88%
保険税に係る督促手数料(1件につき100円)	
歳出2款保険給付費に対する道交付金(負担率10/10)	R2精算に伴う追加分997,674円をR3年度で歳入予定
医療費適正化や国保固有の構造問題への取組みに対し、評価指標に基づき保険者としての努力を行っている市町村に対する道からの交付金	
国保財政に影響を与える財政負担等の特別な事情を勘案して交付される道からの交付金 ※国特別調整交付金	
国保財政に影響を与える財政負担等の特別な事情を勘案して交付される道からの交付金 ※道特別調整交付金	
特定健康診査及び特定保健指導に要する経費に対する道からの交付金 (負担率 国1/3、道1/3)	
国民健康保険財政調整基金に係る利子収入。国保歳入⇒国保歳出⇒基金歳入となる。	
法定繰入として認められている一般会計からの繰入金(歳出1款総務費、出産育児一時金の2/3及び国保財政安定化支援事業分)	
保険税軽減分(保険税軽減分を補填(道3/4、町1/4))及び保険者支援分(保険税軽減対象者数に応じ、保険税額の一定割合を補填(国1/2、道1/4、町1/4補填))の繰入金	
国民健康保険財政調整基金取崩金(赤字補填として繰入)	R3.5月末基金保有額 206,493,886円
前年度会計からの繰越金	
保険税に係る延滞金及び加算金	
第三者による行為によってケガなどをした場合、一時的に国保が立替払いし、加害者に請求	
不正・不当の保険給付に対する返納金	
特定健康診査に係る自己負担分	R2受診者:612人
オンライン資格確認システムに係るシステム改修費用の国庫補助金 補助率10/10 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免分 補助率6/10	

## 【歳出】

科 目		令和2年度		前年度 決算額	前年度決算額 との比較			
		予算額	決算額					
1	総務費	総務管理費		45,575,000	43,981,976	7,263,177	36,718,799	
		徴税费		566,000	473,792	483,145	△ 9,353	
		運営協議会費		133,000	55,520	23,600	31,920	
		計		46,274,000	44,511,288	7,769,922	36,741,366	
2	保険給付費	療養者	一般被保険者	療養給付費	670,017,000	619,220,570	730,513,285	△ 111,292,715
				療養費	3,728,000	3,521,078	2,478,556	1,042,522
				高額療養費	82,492,000	78,866,613	99,152,524	△ 20,285,911
				高額介護合算療養費	200,000	20,967	4,433	16,534
				移送費	90,000	0	0	0
				計	756,527,000	701,629,228	832,148,798	△ 130,519,570
		退職被保険者	療養給付費	0	0	132,846	△ 132,846	
			療養費	0	0	0	0	
			高額療養費	0	0	21,939	△ 21,939	
			高額介護合算療養費	0	0	0	0	
			移送費	0	0	0	0	
			計	0	0	154,785	△ 154,785	
			審査支払手数料	1,908,000	1,571,532	1,793,085	△ 221,553	
			計	758,435,000	703,200,760	834,096,668	△ 130,895,908	
		出産育児諸費	出産育児一時金	10,080,000	7,140,000	7,560,000	△ 420,000	
支払手数料	6,000		3,360	3,570	△ 210			
計	10,086,000		7,143,360	7,563,570	△ 420,210			
	葬祭費	750,000	330,000	780,000	△ 450,000			
	傷病手当金	556,000	0	0	0			
	計	769,827,000	710,674,120	842,440,238	△ 131,766,118			
3	国保事業費納付金	納付金	一般	医療給付費分	376,363,000	376,363,000	372,720,000	3,643,000
				後期高齢者支援金等分	116,607,000	116,607,000	112,608,000	3,999,000
		退職	医療給付費分	1,596,000	1,596,000	26,000	1,570,000	
			後期高齢者支援金等分	0	0	8,000	△ 8,000	
			介護納付金	53,261,000	53,261,000	51,116,000	2,145,000	
	計	547,827,000	547,827,000	536,478,000	11,349,000			
4	共同事業拠出金	1,000	90	210	△ 120			
5	保事業費	特定健康診査等事業費		9,149,000	8,637,923	9,453,530	△ 815,607	
		保健事業費		1,552,000	1,412,420	1,150,325	262,095	
		計		10,701,000	10,050,343	10,603,855	△ 553,512	
6	基金積立金	財政調整基金積立金		0	0	9,840,000	△ 9,840,000	
		財政調整基金利子積立金		34,000	33,126	44,472	△ 11,346	
		計		34,000	33,126	9,884,472	△ 9,851,346	
7	諸支出金	保険税還付金		1,000,000	428,300	954,400	△ 526,100	
		療養給付費等負担金返還金		2,975,000	2,944,625	0	2,944,625	
		療養給付費等交付金返還金		0	0	0	0	
		特定健康診査等負担金返還金		0	0	0	0	
		高額医療費共同事業負担金返還金		0	0	0	0	
	計	3,975,000	3,372,925	954,400	2,418,525			
8	財政安定化基金拠出金	2,000	1,482	0	1,482			
9	予備費	1,000,000	0	0	0			
合 計		1,379,641,000	1,316,470,374	1,408,131,097	△ 91,660,723			
【歳出合計(単年度収支)】			1,313,064,323	1,397,292,225				

(単位:円)

費目解説	備考
職員給与費、国保連合会共同電算処理委託料、国保連合会負担金、その他事務費	R2より職員給与費3名分を計上
納税通知書の印刷代及び郵送料、保険税の口座振替手数料等	
運営協議会委員に係る報酬及び費用弁償	6/11:8名、3/1:8名
入院、入院外、歯科、調剤等の医療費や入院時食事代の給付費	
柔道整復施術、鍼・灸・マッサージ施術、補装具等の給付費	
17カ月に支払った医療費の自己負担額が、別に定める一定額を超えた場合に支給する給付費	
医療費の自己負担額(高額療養費適用後)と介護保険の自己負担額(高額介護サービス費適用後)の合計額が、別に定める一定額を超えた場合に支給する給付費	R2:5件、R1:1件、H30:3件
緊急又はやむを得ない状況で、重篤患者を移送する際に要する経費(但し、保険者が必要であると認めた場合に限り支給する)	
R1末で経過措置終了	令和元年度をもって、退職者医療制度終了
国保連合会に対するレセプト審査支払手数料及びレセプト電算処理システム手数料	
妊娠4ヶ月を超える出産に対し1件につき42万円(産科医療補償制度加入の場合)、又は40.4万円を	R2:13件、R1:18件、H30:20件
国保連合会に対する出産育児一時金支払手数料	
被保険者の死亡した時に、葬祭を行った人に対して支給(1件につき3万円)	R2:11件、R1:26件、H30:22件
新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、労務に服することができなかった場合に被保険者へ支給	R2実績なし
北海道に対して納める納付金。被保険者数や所得、医療費の状況等に基づき、北海道全体の医療費における本町の負担分として、北海道が算定。	
退職者医療事務費拠出金	
特定健康診査に係る委託料、健診データ管理委託料、受診勧奨委託料	
医療費通知に係る経費及び高齢者インフルエンザ予防接種扶助費(1人につき1,700円)及び肺炎球菌ワクチン予防接種扶助費(1人につき3,000円)	インフル扶助 R2:456名、R1:321名、H30:291名 肺炎球菌扶助 R2:7名
国民健康保険財政調整基金への元金積立金	R3.5月末基金保有額 206,493,886円
国民健康保険財政調整基金への利子積立金	
保険税に係る過年度還付金	
国庫支出金負担金等に係る前年度精算に伴う返還金	
国庫支出金負担金等に係る前年度精算に伴う返還金	
国庫支出金負担金等に係る前年度精算に伴う返還金	
国庫支出金負担金等に係る前年度精算に伴う返還金	
災害等特別な事情により保険料必要額が不足する市町村に対し交付され、翌々年度から全市町村において拠出。	



## 議案第 1 号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和3年6月11日提出

湧別町長 石 田 昭 廣

## 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について①

### 1 条例改正の概要

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げる）に伴い、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、国民健康保険税の軽減に該当しにくくなることから、この意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、国民健康保険法施行令の低所得者世帯に対する保険料軽減基準が改正された。本改正に基づき湧別町国民健康保険税条例の一部改正を行う。

#### ●軽減判定基準(世帯主及び世帯の被保険者全員の合計所得)

区分	現 行	改正後
7割軽減	基礎控除(33万円)	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	基礎控除(33万円) +28.5万円×被保険者数(※1)	基礎控除(43万円) +28.5万円×被保険者数(※1) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除(33万円) +52万円×被保険者数(※1)	基礎控除(43万円) +52万円×被保険者数(※1) +10万円×(給与所得者等の数-1)

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 【軽減判定の具体例】

Aさん（世帯主） 68歳 年金収入 220万円  
Bさん 妻 63歳 給与収入 90万円

### ●令和2年度の場合

Aさんの所得 220万円－公的年金等控除120万円＝100万円 ①

Bさんの所得 90万円－給与所得控除65万円＝25万円 ②

総所得金額 ①＋②＝125万円 ③

2割軽減基準額 33万円＋52万円×2人＝137万円 ④

③<④となり、2割軽減基準所得以下であるため、**2割軽減の対象**

### ●令和3年度軽減判定基準改正前の場合

Aさんの所得 220万円－公的年金等控除110万円＝110万円 ①

Bさんの所得 90万円－給与所得控除55万円＝35万円 ②

総所得金額 ①＋②＝145万円 ③

2割軽減基準額 33万円＋52万円×2人＝137万円 ④

③>④となり、2割軽減基準所得を超えるため、**2割軽減の対象外**

### ●令和3年度軽減判定基準改正後の場合

Aさんの所得 220万円－公的年金等控除110万円＝110万円 ①

Bさんの所得 90万円－給与所得控除55万円＝35万円 ②

総所得金額 ①＋②＝145万円 ③

2割軽減基準額 43万円＋52万円×2人＋10万円×(2人－1人)  
＝157万円 ④

③<④となり、2割軽減基準所得以下であるため、**2割軽減の対象**

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湧別町国民健康保険税条例（平成21年条例第130号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

改正後

改正前

保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国

改正後	改正前
<p><u>民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 <u>前項第1号</u>の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の</p>	<p>2 <u>前項</u>の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。</u>）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の</p>

改正後	改正前
<p>区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 30,000円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当</p>	<p>区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 30,000円</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当</p>

改正後	改正前
<p>該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗</u></p>	<p>該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>



改正後	改正前
<p><u>じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者 イ～へ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（<u>納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合</u>にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（<u>納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合</u>にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>附 則</p>	<p>イ～へ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の湧別町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第2号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険税条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和3年6月11日提出

湧別町長 石田 昭 廣

## 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について②

### 1 条例改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した者に対する国民健康保険税の減免措置について、国の財政支援が延長されたことに伴い、令和2年度に実施した減免措置を令和3年度においても適用するため、湧別町国民健康保険税条例の一部改正を行う。

### 2 減免内容

#### (1) 減免対象

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険税の一部を減免**

【保険税の一部が減免される具体的な要件】

- ア 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ウ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請に当たっては、収入を証明する書類を添付

#### (2) 減免金額の計算方法

対象保険税額【表1】(A×B÷C)×減免の割合【表2】(D)=保険税減免額

表1

減免対象の保険税額(A×B÷C)
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C : 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

表2

合計所得金額に応じた減免割合(D)	
主たる生計維持者の前年の合計所得金額	
300万円以下の場合	全 額
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除

### 【保険税減免の具体例】

#### ●二世帯の場合(世帯主、配偶者)

※世帯の主たる生計維持者：世帯主

Aさん(世帯主)の令和2年中の所得金額＝事業所得400万円(減少見込みの所得)

Bさん(配偶者)の令和2年中の所得金額＝給与所得100万円

(A) 減免の対象の保険税額：35万円

(B) 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年中の所得額  
＝400万円

(C) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年中の合計所得金額  
＝500万円

$$(A) \times (B) \div (C) = 35万円 \times 400万円 \div 500万円 = 28万円$$

減免割合(D) = 10分の8 (主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が300万円超400万円以下となるため)

$$\text{減免額} = 28万円 \times 10分の8 = 22万4千円$$

$$\text{減免後の保険税額} = 35万円 - 22万4千円 = 12万6千円$$

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湧別町国民健康保険税条例（平成21年条例第130号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>21 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者である資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>21 令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者である資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p>

改正後	改正前
(2) 略	(2) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の湧別町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。